

議員提案第1号

第31号議案 尾張旭市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定についての附帯決議

第31号議案 尾張旭市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定についての附帯決議を別紙のとおり提出する。

令和5年7月4日

尾張旭市議会議長 殿

提出者

山下 幹雄

賛成者

勝股 修二

提案理由

この案を提出するのは、この度の公金詐取事件における一連の流れの中から、案件に対し謝罪し、社会的信用の回復に資するよう、市長及び副市長の給料月額を減額するため必要があることからの条例の特例を定める手続き措置であるが、4月末公表の公金詐取に係る再発防止等検証結果報告書は、本定例会における個人質問、委員会質疑を含めその答弁において信用の回復に資するには不十分であると考えからである。

第31号議案 尾張旭市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例  
を定める条例の制定についての附帯決議

付託された総務委員会の同案議論では、全ての委員が発言をし審査を尽くす形となったが、情緒的感性から市長及び副市長の自主的な行為に理解を示す空気感と、主的な要因である公金詐取事件を切り離して対応すべきとの判断基準を持って、賛同の意思を表現された委員も存在した。

しかしながら本市において、今回のような大変不名誉な事件による責任の取り方の事例は少なく、社会的信頼回復に資する政治的行為を給料の減額措置に結び付けるには長期にわたる犯罪を見過ごした管理体制責任を含め、現状の調査検証報告書と本会期中の各種議論を勘案しても不十分であると思料する。

そこで、公判中を理由に説明がされなかった個別案件について、引き続き透明性をもって積極的な調査とその進捗並びに結論に向けた方向性に至っては、議会に対し随時報告並びに意見交換を欠かさず、市民に説明責任を果たすこと。

上記決議する。

令和5年7月 日

尾張旭市議会